

## 《論 文》

## 「杣山」の「民地民木」をめぐる謝花昇の闘い(2)

奥 谷 浩 一

## 要 旨

謝花昇は沖縄の近代社会運動の先駆者である。明治期の沖縄では、いわゆる「琉球処分」によって琉球王国が廃止されて俸禄を失った貧窮士族の救済を目的として、「杣山」の開墾事業が開始される。沖縄県庁の高等官・技師謝花昇は、沖縄県知事奈良原繁のもとで「杣山」開墾の事務取扱主任としてこの事業を推進する立場に立っていた。しかし、謝花と奈良原との間に潜在的にあった齟齬と対立が次第に顕在化する。謝花がこの開墾事業を純粋に農民と貧窮士族の救済のために遂行しようとし、期限付き無償貸与と「杣山」の森林環境に対する配慮という条件下で推進したが、時の権力者奈良原の側はそうではなかったからである。奈良原はこの開墾事業を土地整理事業の前段階と見なし、土地整理が終了した後は一部開墾地を払い下げて利益を得ようと目論んでいた。両者の対立は、やがて土地整理事業の推進過程で、奈良原側が「官地民木」を謳い文句にして農民たちを欺瞞し、彼らの反対と抵抗を押し切って、「杣山」を官有林に組み入れる政策を強権的に行うに及んで、決定的になる。それは実質的に官有林から農民を排除する「官地官木」論であった。これに対して謝花が主張したのが「民地民木」論である。そのために謝花は県庁を退職してこれと闘うことになる。謝花のこの「民地民木」論は敗北した。しかし、農民たちが自前で保護・管理・育成し、彼らの生活の糧でもあった「杣山」は農民たちによって共同所有されるべきだという彼の「民地民木」論は、現在のわが国の森林政策の行き詰まりと国有林の危機、これによる森林環境の国土保全力の低下、そして森林を地球的規模の公共財と考えるさいに、多くの手掛かりと暗示とを提供してくれるように思われる。本論文では、この「民地民木」をめぐる謝花昇の闘いの軌跡を追求するとともに、現在の環境論または環境思想から見た場合の彼の「民地民木」の意義を考察することにした。

キーワード：やんばるの森、杣山、官地民木論と民地民木論、国有林の危機、地球市民的公共財としてのコモンズ

はじめに

- 第1章 「杣山」の開墾と「杣山処分」問題の歴史的背景
  - 第2章 「杣山」開墾問題と謝花昇（以上、前号掲載）
  - 第3章 本土の「入会地」の官有林化と沖縄の「杣山処分」
  - 第4章 「杣山処分」問題にかんする謝花昇の闘い（以上、本号掲載）
  - 第5章 「杣山処分」後の日本の森林行政（以下、次号掲載）
  - 第6章 謝花昇の「民地民木」論の歴史的・現代的意義
- 終わりに

### 第3章 本土の「入会地」の官有林化と沖縄の「杣山処分」

本論文ですでに論じたように、杣山開墾問題で奈良原沖繩県知事と対立し、1894（明治27）年9月に奈良原知事によって杣山開墾事務取扱主任を解任された謝花昇は、この解任の前年の12月4日に沖繩県土地調査委員に任命されており、解任の後もしばらくはこの土地調査委員にとどまっていた<sup>(1)</sup>。奈良原県知事側では、杣山開墾事業とこれに引き続く土地整理事業という名の「杣山処分」とは一体のものとして位置付けていたから、杣山開墾で敗北した謝花昇は今度は嫌でも土地調査委員として「杣山処分」の政策と闘い、再び奈良原知事側と闘いを交えざるを得なくなった。こうして杣山を巡る謝花の闘いはそのいわば第二ラウンドへと移行する。

「琉球処分」後の沖縄で急速に進行した杣山開墾とこれに連動して行われた「杣山処分」とは、もちろん沖繩県で単独に進められた変革だったのではなくて、明治政府の近代化と資本主義化をめざす周到な計画のもとにその一環として行われた事業であった。「杣山処分」とは、「琉球処分」という表現と同様に、明治政府が地租改正を目指して行った改革と連動しその沖繩版として推進された運動を、主として沖繩農民から見たさいの批判的な表現であって、この事業を推進した権力側から見れば、それは「土地整理事業」と名付けられた。謝花昇の林政思想の根本に位置する「民地民木」論は、近代的な個人所有と資本主義的近代化以前に沖繩に存在した、今の町村に相当する単一の「間切」または複数の「間切」どうしが共同で造林・育成・伐採・利用を行う山林である杣山が農民たちの共同の所有であると見なすものであるが、彼のこの主張の意義は、この問題を沖繩だけのものと見るのではなくて、明治期の日本の林政全体に関わる動向との関連において位置付けることで、初めてその正当な全体的評価を得ることができることになる。

本章と続く第4章では、「入会地」の国有化を巡る日本本土の農民の闘いとも深く関係する謝花のこの闘いの軌跡を簡単にたどることにしよう。

#### (1) 明治期の本土の「入会地」の強権的な官有化

森林はいつの時代にも人間の生活と文明に必要な不可欠なものである。それは、江戸時代に先立つ戦国時代には戦闘遂行のための築城の用材として必要とされ、徳川幕府が支配する世になっても、城郭、社寺仏閣、城下町などの建設と整備などのために大量に森林が伐採され、これによる山林の荒廃が大きな問題となった。過度の伐採による山林の荒廃は、国土の保全をも阻害し、洪水や土石流などの災害を誘発・拡大する。このため、幕府と各藩は江戸時代を通じて禁伐と植林とを奨励して用材の確保と国土保全とに努めざるを得なかった。

江戸時代には、徳川幕府の直轄地を除けば、山林は名目または形式からすればほぼ各藩の領有であって、その山林の保護・管理も名目上は基本的には各藩の仕事であった。例えば、木材産地として著名であった木曾地方を治めていたのは尾張藩であったが、木曾山一帯では尾張藩所有の山林には巢山・留山・鞆山・明山の四区分を設けていた。巢山・留山・鞆山は藩主の直轄林であり、

御林山とも呼ばれ、一般村民の立ち入りが禁じられていた。巢山とは、藩主らが鷹狩りを楽しむために鷹の巣を嚴重に保護した山であるところから称された名前である。留山とは、国土保全や荒廃林回復などのために藩が一般村民の立ち入りや伐採を禁じた山のことであり、鞆山はこれら巢山・留山の外縁に造られた一種の緩衝地帯としての禁伐区を言う。これらに対して明山とは、村民が自由に立ち入ることができ、雑木や畑の肥料となる落ち葉・下草を伐採したり、薪や炭、家屋建築材、木工品などの生活の糧となるものを採取することができる山林であった。巢山・留山・鞆山は藩が所有する山林のごく一部分であったのに対し、明山は山林の多くの面積を占め、その大部分は村民が生活のために利用することができた。ただしこの明山でも、木曾五木と言われたように、ヒノキ、サワラ、アスビ、コウヤマキ、ネズコの五種類だけは藩の役人の厳しい管理のもとに置かれ、藩の許可なしにこれらを伐採することは固く禁止されていた。この木曾五木の禁伐は当初は巢山・留山だけに限定されていたが、後には明山にも拡大された。この禁を犯して五木を盗伐した者は死罪となったほど、嚴重を極めていた。藩からのご用達があれば、明山のこれら五木は村民によって切り出されて供出され、その見返りとして村民には米などが支給された<sup>(2)</sup>。

こうした藩主直轄であるか藩有であることが明白な山林のほかに、本来は藩所有でありながらその帰属がやや曖昧な「村持ち林」と農民たちが自由に利用できた「百姓控え林」とがあった。「村持ち林」とは、読んで字のごとく、村落近辺の山林を村民がいわゆる「入会地」として共同で維持・管理し、過剰伐採・過剰利用を防止するために村民が自主的に「入会規則」を作ってこれを遵守し、やがて択伐・輪伐などによる森林の天然再生と植林とによる森林の保護・管理と生活利用とを独自に編み出していった。「村持ち林」のなかには複数の村落が利用と管理に加わるものもあった。「百姓控え林」とは、百姓林・百姓持ち山など多くの名称があったが、基本的に農民の「個人持ち林」を意味し、有力農民が先祖から受け継いできたと自称する山林と、屋敷や田畑の防風、土壌保全、水源涵養などのために農民が自前で植林・育成した人工林とがあった。後者の人工林はやがて次第に拡大して留山や明山にまで入り込んでいき、中にはそこで伐採された材木を売って利益をあげる者まで出るようになる。こうした人工林はとりわけ享保年度からは拡大を続け、「新立林」と呼ばれた<sup>(3)</sup>。

近代的・資本主義的な私的所有以前の時代の、藩主または藩所有が明確な山林以外の、こうした「入会地」的性格をもつ山林の「所有」、領有または所持形態の性格については、様々な議論がある。だが、田原昇氏によれば「山林は、木材などその生産物が地域住民の生業の糧としてその他地域へ搬出される一方、地域住民の日常的な薪炭や家作木、肥料の採取地として利用されていた。しかし、江戸時代以前における山林の所持主体はあくまで各地域の大小様々な領主や名主などの有力者であり、その私的な利用に供されていた。地域住民による利用は、かれら有力者による限定的な許可に基づくものにすぎなかった。江戸時代以降になると各地域で百姓たちによる共同体に基づいた村落経済が発展すると、村落内およびその近辺の山林の利用主体は次第に百姓たちへと移行していった。」<sup>(4)</sup>要するに、近代的私的所有以前の時代には、土地や山林を個人的

に所有するという観念は存在しなかったか、またはきわめて希薄だったのであり、とりわけ江戸時代には「入会地」として村落住民によって共同利用されていた山林の性格を近代的私的所有概念にあてはめて理解することには大きな無理と困難があると言うべきであろう。多くの歴史学者や歴史家がこうした農民によって共同で保護育成・管理されていた山林にかんして「所持」とか「領有」などの概念を用いて理解しようとし、注意深くこれに直接に「所有」の概念を適用しない所以である<sup>(5)</sup>。

ところが、近代的な私的所有が確立する以前のこうした「入会地」と呼んで村民が共同で所有し管理してきた共有地・共有林、また農民が自前で植栽・管理して拡大してきたさまざまな形態の山林の在り方に重大な変更を行ったのが、明治維新後に政府が展開した新たな「近代的」な森林政策であった。この「近代的な」山林所有と管理の仕方とは、江戸時代に藩主または藩が直接所持した山林を「廃藩置県」によって国有林または天皇家所有の御料林として政府に組み入れたことはもちろん、村民が共同利用してきた「入会地」としての山林を、これにかんする慣習と彼らの生活とを省みることなく、様々な口実と理由付けのもとに、時には権力をちらつかせて強制的に国家の所有に組み入れることであった。それは、「前近代的」な森林または広く自然と人間との関わりから人間を排除し、森林をもっぱら木材生産の供給源とみなし、これに森林の国土保全機能と農民の生活を従属させるという仕方、森林の政策と管理を国家主義的に国家に集中させるものであった。

明治政府が「入会地」を強権的に国有林化するさいに利用したものが三つある。ひとつは法的根拠に関わって、農民たちが山林の所有主体であることを証明する文書または証文の存在であり、二つ目は「入会地」が国有化されれば税金の支払いの必要なくなるという謳い文句であり、最後の三つ目が「入会地」がたとえ国有化されても村民はこれまで通り山林を利用することができるという欺瞞に満ちた宣伝であった。多くの「入会地」では、これを共同利用してきた農民たちは、当時の社会的慣習にのみ従い、彼らすべてにかんして山林所有関係や納税を示す証文をそろえることがきわめて困難であったが、政府はこれに付け込んだ<sup>(6)</sup>。二つ目は疑いえない事実であったが、三つ目は納税にたいする農民の恐怖と無知に付け込んだデマゴギーにほかならなかった。政府は、「入会地」が国有林化されるとまもなく、農民たちをここから排除して囲い込みを始めたからである。農民たちの側では、「入会地」を国有とするか民有とするかという法的な問題に関心は薄く、所有権よりも「入会地」をこれまで通り生活のために利用できるかどうか、つまり用益権または利用権、そして納税金の有無が最大の関心事であった。こうして彼らはかたんに「入会地」の国有化へと誘導されてしまい、これが囲い込まれて初めて事態の真相と政策の真意を理解したのであった。山林の「官民有区分」という口実の下に欺瞞を含んで進行した山林国有化は、沖縄においてもまったく同様の経過をたどった。

こうして明治期の林政の大きな分岐点になったのが、1871(明治4)年の廃藩置県と1880(明治13)年に完成した地租改正とにもとづき、山林の所有関係を明確にし、個人所有を基本とする

近代的所有の観点から、所有関係が不明確な山林・森林をできる限り国有地化する、すなわち国家権力の所有とする政策の推進であった。明治政府は、1870(明治3)年から所有関係が不明確な山林や荒蕪地の払い下げを推進したが、これらが富裕者の私有となることで森林の濫伐、農民の下草利用の排除、盗伐などを強めて森林荒廃を引き起こしたため、長年の議論の後に1897(明治30)年に「森林法」、1902(明治32)年に「国有林野法」を制定・公布し、森林政策の大綱を方向づけた。これらの法律のなかで、森林は国有林・共有林・私有林に三分区され、江戸時代の領主林が国有化されるとともに、市町村等が所有する共有林、個人が所有する私有林が民有林として明確に規定された。しかし、江戸時代から慣行・慣習として維持されてきたいわゆる「入会地」の山林にかんしては、国有とも民有とも定めがたく、また村と村との境界を定めがたいところも多く、これを無理に規定して国有林化したところでは、その後長く入会権をめぐる法律的紛争が生じることになった。この紛争はすでに触れたように、小繋事件などに典型的に示される通り、太平洋戦争後の時期にまで及んでいる。沖縄の杣山と間切の所有がそうであったように、江戸時代までは特に山林においては近代的所有の概念になじまない要素を多々残しており、明治政府の山林国有化の推進事業は、こうした要素と山林村民の生活と慣習とを林政に反映させることなく、そのうえ地方ではしばしばこの事業の推進に当該役人たちの恣意性と横暴とが入り込むという事態が生じた<sup>(7)</sup>のである。

ところで「国有林野法」では、第一の方針として「永遠保続ノ利用」を掲げ、第二に「主産物ノ利用」を掲げて、「各地及国ノ需用ニ材種ヲ産出セシムルコト」を国有林経営の主目的としていた。その第五には「官民共同ヲ以テ周到ナル保護ヲ為シ森林火災盗伐等林害ノ禍根ヲ絶ツコトヲ期スベシ」とある<sup>(8)</sup>。この法律には入会の慣行や、農民たちの抵抗と要求を踏まえて部分林、すなわち契約によって国以外の者が国有林内に造林し、その収益をこの者と国とが分け合う林野(分収有林ともいう)もまた容認されているが、全体としては造船・橋脚・建築などの用材を永続的に供給することに圧倒的に主眼が置かれていた。だが、その後わが国が軍国主義へと歩み始めたことに並行して、「入会地」を利用する権利、すなわち「入会権」が次第に消滅させられ、さらに国有林内の立ち入りまでもが禁じられるようになっていく。これは旧「入会地」からの農民の排除であり、「囲い込み」と言われるものである。

明治政府が国家権力を用い、中央および地方官僚を利用して、いかに強権的に「入会地」であった山林を農民たちから奪い取って国有林化していったかについて、本論で詳論することはできない。しかし、われわれはその代表的な事例を、中山道木曾谷の馬籠を主要な舞台として描いた島崎藤村の大作『夜明け前』によって具体的に知ることができる。この小説の主人公青山半蔵は、島崎藤村の父親、島崎正樹がモデルである。青山半蔵は、馬籠宿で庄屋と本陣の仕事を兼ねる青山家の当主であった関係で、木曾谷の生業であった山林の保護・育成・利用を監督する立場にあった。若い頃から好学の士であった半蔵は平田派の国学を学んで、その国学の立場から維新政治に期待し、またそれなりの協力もするのだが、とりわけ「入会権」を無視して「入会地」を

無理矢理に国有化し、村民とその生活の糧であり場でもある山林とを切り離そうとする政府の権力主義的な林政政策に大いなる幻滅を味わうことになる。このことは半蔵の次のような述懐に明らかである。「それきり半蔵は山林事件について口をつぐんでしまった。彼が王滝の戸長遠山五平らと共に出発した最初の単純な心から言えば、水と魚との深い関係にある木曾谷の山林と住民の生活は決して引き放しては考えられないものであった。郡県政治の始まった際に、新しい木曾谷の統治者として来た本山盛徳は深くこの山地に注目することもなく、地方発達のあとを尋ねることもなく、容易に一本の筆先で数百年にもわたる慣習を破り去り、ただただ旧尾州領の山地を官有にする功名の一方にのみ心を向けて、山林と住民の生活とを切り離してしまった。まことの林政と申すものは、この二つを結びつけて行くところにあつたろうとの半蔵の意見からも、より善い世の中を約束する明治維新の改革の趣意が徹底したものとは言いがたく、谷の前途はまだ暗かった。」<sup>(9)</sup>

また半蔵は、木曾谷村民を代表し、新政府とその林政政策に対する彼らの失望をこう述べている。「それほど位と言わるる過去ですら、明山は五木の伐採を禁じられていたにとどまる。その厳禁を犯さないかぎり、村民は意のままに山中を跋渉して、雑木を伐採したり薪炭の材料を集めたりすることが出来た。今になって見ると、御停止木の解禁はおろか、尾州藩時代許されたほどの自由もない。家を出ればすぐ官有林の家のあるような村もある。寒い地方に必要な薪炭や瘠せた土を培うための芝を得たいにも、近傍付近は皆官有地であるような場所もある。……いかに本山盛徳の鼻息が荒くとも、こんな過酷な山林規則の御請は出来かねるといのが人民一同の言分であった。」<sup>(10)</sup>この小説には林業を生業としてきた木曾谷の村民が体験した現実が生々しく反映されている。明治維新以後の政府の林政が林業で生きてきた村々にとっていかに過酷なものであったか、そして林業を生業として生活してきた村民の目に権力による「入会地」の半ば強制的な国有化がどう映じていたかを、われわれはこの青山半蔵の述懐によって知ることが出来る。

もちろん農民たちもこうした生活と生計の場を国の官民有区分政策によっていわば取り上げられるのを座視していたわけではない。全国各地から官民有区分の修正を求める請願と訴訟とが相次いだ。特に共有林の多くを官有化された東北地方や新潟県、群馬県では、森林の盗伐と集団的な示威運動、武装蜂起、さらには官林とされた山林に対する放火までが発生した。農民たちは命の次に大切な生活と生計の場である「入会地」「入会権」「入会慣行」を奪われることに、体を張って激しく抵抗した<sup>(11)</sup>。彼らによる森林の「盗伐」といっても、農民たちからすれば、江戸時代以来の慣行に従って「入会地」をたんに利用したにすぎないのである。しかし、農民たちのこれらの抵抗闘争は官憲によって弾圧され、闘争の責任者たちは多くが処罰された。政府はこうした騒動を押さえるために、1899（明治32）年になって「国有土地森林原野下戻法」を制定し、同時にそのための行政裁判所を開設した。全国から申請が寄せられ、その数は20675件に達した（青森県がトップ）が、この法律が1年限りの時限立法であり、官有に編入された土地や山林を取り戻すには「民有たるべき証左」が必要とされたために、下げ戻しに成功した申請はわずかに

98件だったという。政府のこうした措置が農民の抵抗を抑えるための一時的便法にすぎなかったことがよくわかる<sup>(12)</sup>。

その後も農民たちの抵抗は法廷闘争に持ち込まれて長い間続くことになった。もと入会地であった国有林への立ち入りと利用とをめぐる「入会権」にかんしては、1898（明治31）年の大審院判決ではこれを実質的に承認したが、1915（大正4）年の大審院判決ではこれを覆して「入会権」無効の判決が下された。これについては法学者の間でもさまざまな議論があるが、小繋事件のように半世紀にわたって紛争が続いた事例<sup>(13)</sup>もあるし、現在もなおこの問題に完全に決着がつけられたとはいえないようである。

## (2) 沖縄における土地整理事業と杣山処分問題

沖縄では、奈良原県知事側はもちろんのこと、謝花昇たちの側でもこうした日本本土における山林国有化とこれに関連する林政の動向の概略は把握していたようである。日本本土で進行しつつあったこれらの動きを、奈良原知事側は沖縄における「土地整理事業」という名のもとに税制の近代化と合わせてその一部として「杣山処分」、すなわち杣山の国有林への編入を強行しようとする立場から注視し、そして謝花たちの側では、沖縄において来るべきこの「杣山処分」に対する備えおよび抵抗の立場から注視していたのである。

日本本土で地租改正の事業が進行してこれが一段落した後に、引き続いて山林の国有化が推進されたように、沖縄においても1898（明治31）年に沖縄県土地整理事務局が設置され、本土の動きに25年ほど遅れて、土地整理事業、すなわち近代的な租税制度とこれと不可分に結合する土地制度とを抜本的に整備・確立しようとする事業が推進された。

ところで、沖縄には近世から「地割制度」と呼ばれる特殊な土地制度が存在した。「地割制度」とは、その起源は定かではないが、百姓地として分類される土地を農民たちが共同で等しい大きさに分けて耕作し、しかも地味が肥えた耕作地に耕作者が偏らないように1年から35年までの間を周期にして耕作地を順次交代するという制度である。この周期は地域によって千差万別であった。この制度は、個人所有を基本とする近代的な所有以前の、特定の個人に富が集中しないようにするための、共同的または共同体的所有のひとつの知恵として生み出された土地制度としての側面があったようである。この百姓地は村を単位として農民に分配され、農耕地面積全体の67.1%を占めていた。また、この百姓地のなかには地割の対象外で小作地として使用された浮掛地があった。そのほかに、王府が任命する役職に応じて与えられる各種の土地があり、按司地頭、総地頭、脇地頭に与えられる地頭地、地頭代以下の間切や国に与えられるオエカ地、村の祭祀を行うノロに与えられるノロクモイ地、そして開墾者が開墾を行えば私有することも売買することもできる仕明地などがあった。こうした複雑きわまる土地制度と並んで、税制上の不統一と不公平、課税物件と課税方法の不統一などの制度上の諸問題のほか、さらに地頭以下の役人の過剰、役人による不正と農民の収奪、農民の税負担の過酷さ、役人と貧困農民との抗争などの諸問題が存在

した。八重山地方に残存した「人頭税」の問題もこれらのひとつであった。沖縄の土地整理事業は旧慣のもとでのこうした複雑きわまる土地制度と税制の不統一と混乱を、①用益権をもつ小作人個人に土地の所有権を与える、②土地の質と量とに応じて貢租負担を課して貢納を不均等化する、③現物貢納を廃止して金納に一本化する、などの諸方策によって解決しようとするものであった<sup>(14)</sup>。この改革は当然ながら、個人を土地所有の主体とすることで旧慣からの個人の自立を促進した反面、農民層を富裕者への土地所有の集中と貧困農民層の零落という二極分解へと導くことになった。

それでは杣山はどうなったか。

ところで、前号で論じたように、杣山には杣山開墾の問題があり、これに引き続いて土地整理事業の一部として「杣山処分」の問題があったわけであるが、翻って見れば、これらふたつの問題は、これら事業の推進母体である県知事と権力側からすれば、決してそれぞれに独立したのではなくて、その反対に密接に連結・連動したものであった。言い換えれば、杣山の開墾の事業は、それだけで完結した事業ではなくて、さらに重要な事業の序曲にすぎなかった。このさらに重要な事業が「土地整理事業」とこれに付随する「杣山処分」であった。「杣山処分」とは、琉球王国時代から継承されてきた杣山という、基本的に単一または複数の間切の農民が共同所有し管理する、沖縄特有の前近代的な山林所有形態を、個人を基本的単位とする近代的土地所有に改変するか、または明治政府または沖縄県の権力による所有へと再編するかのいずれかに整理統合しようという土地整理事業のことを意味する。

沖縄における「杣山処分」の事業は二段階で進行した。その第一段階は、本論文の前号で展開した通り、貧窮士族の救済と産業振興を謳い文句に杣山を大規模に開墾して、これを元王族、富裕者と資産家、本州資本を含めた大企業などに私有させ、あるいは私有化した杣山の土地ころがしを暗黙のうちに認めることであった。奈良原知事側は、政府幕閣とのつながりもあって、本土で進行している「入会地」国有林化の動向を把握していたに違いなく、また沖縄における土地整理事業の実施による杣山官有化の前に、杣山をできるだけ多くの地域で大規模開発しておき、引き続き土地整理事業の実施のさいには開発を口実として開発主体に山林の私有化を認めようという策略があったに相違ない。つまり沖縄の杣山は、旧琉球王国の王族、沖縄のみならず本州をも含めた政治家と官僚、大企業・資本家等が利権をめぐって集いあい争いあう絶好の対象と化したのである。

杣山大規模開発に引き続き第二段階が「杣山処分」である。これはその後、今度は税収と密接に関連する「土地整理」と山林の官民区分の明確化を口実に、残りの杣山をできる限り多く国有化する事業であった。そして、その後の経過が示すように、国有化の後は県による国有化された杣山を民間に払下げまたは貸し付けるといふ目論見と連動していた。だから杣山は、杣山が官有となれば納税が免除され杣山の利用はこれまでと何ら変わらないとの宣伝文句とは裏腹に、官有の後は杣山がただちに囲い込まれて農民たちはこれを生活の場とするどころか立ち入りさえも

禁じられた。また国有林は、その後その一部が民間に払い下げられたり、大資本の開発に恩恵を施したり、県財政と大資本の双方にとって利益をもたらした。これに対して農民たちは、囲い込みによって初めて生活の場である杣山を奪われたことを知り、自分たちの生活を守るために、薪炭の材料となる木材を国有林とされた杣山から身銭を切って購入したり、国によって奪われた杣山をやむなく買い戻さなければならないことになった。したがって「杣山処分」は、県知事側とこれと結託した有力者・有産階級にとっては二重の利益をもたらした反面、農民たちにとってはまさしく二重の収奪と搾取を意味したのである。

「処分」とは「琉球処分」の「処分」と同様に、国家権力が沖縄の特殊性や村民の生活慣習を尊重することなく、これを近代化にとっての障害と見なしてこれを解体し、日本本土の尺度に合わせてこうした政策に強権的に服従させることである。この「杣山処分」においても、沖縄においても租税徴収の明確化を錦の御旗として、杣山の山林の恩恵なしには生きられない沖縄農民を杣山から排除して杣山を囲い込み、その大部分を国家の所有とするという、沖縄農民にとってはまさしく「処分」にほかならなかった。それは杣山を、基本的に間切を単位としながら農民たちが共同で所持し、維持・管理・育成・伐採利用などしてきたその前近代的・共同体的所有を、近代的な個人的所有を基本とする所有形態によって破壊し、その積極的な側面をも前近代的なものとして否定し去るものであった。この前近代的な所持関係においては富裕者と貧窮者との二極化を回避するための様々な知恵が生活の中に張り巡らされていたが、個人的・私的所有の近代的な関係においては、その反対に貧窮者が零落して少数の富裕者の経済的富による支配のなかへと組み込まれてしまうのであった。

すでに述べたように、日本本土では明治維新後に、「地租改正」とも密接に結合して、江戸時代の藩主所有の藩林を政府所管に移行させるとともに、農民の共同の所有と管理によって「入会地」として機能してきた山林を権力的に国家所有に移行させるという一連の動きは、農民たちの抵抗を直接に押さえつけるかまたは一時しのぎの緩和策で回避したりしながら、およそ30年ほどかけて行きつ戻りつして進行していた。しかし、沖縄ではこうした動きとその帰趨とを見越しこれを教訓として、本土で進行した事業をわずか3年という短期間に、農民たちに有無を言わず強行した点に大きな特徴がある。

### (3) 杣山の性格について (再論)

これまで琉球王国時代から継承されてきた杣山という概念をあまり深くは追求してこなかったが、以後の本論文で「杣山処分」が論題となる以上、ここでその性格をもう一度少しく明確にしておく必要がある。

本論文の(1)でもふれた<sup>(15)</sup>ように、杣山という言葉は17世紀の向象賢の時代にまでさかのぼり、18世紀初頭に八重山諸島から王府に提出された文書の中に初出するようであるが、その後蔡温の時代に木材の切り出しと造林との二つの要素をもつ山林として定着したとみられる。この

時代の琉球王国内の杣山は、森林面積のおよそ9割、林野面積のおよそ7割を占め、この杣山の47%を国頭地方、44%を八重山地方が占めるという状況であった。王府は、蔡温以前の時代の山林荒廃を食い止め、首里城の普請、社寺、有力士族、一般住民の家屋建設、造船や砂糖用材、焼き物と燃料用の薪木などの需要に対応するために、まず杣山の境界測量を行い、そしてその管理主体を村または部落ごとに分けし細分化して定めることによって、杣山の管理と保護の政策を進めたのであった<sup>(16)</sup>。

ところで、この杣山の所持形態についてはどうであったか。仲間勇栄氏によれば、王府による上記のような杣山の区分以前には、杣山を数村で共同所持するか、あるいは間切が共同で所持するという形態が一般的であった。国頭地方や八重山で杣山を「模合山」または「模合持」と呼ぶ言葉の使用に示されるように、杣山の利用と管理の主体は基本的に「村」または「間切」であって、これらによる入会的所持形態が一般的であり、しかも杣山をいくつかの間切が共同利用するか、またはひとつの間切内でいくつかの村が共同利用するという利用形態が普通であったという。王府による杣山区分の後には、杣山を基本的に一村が所持するという形態に変革されていったが、地域によっては、これが徹底せず、それ以前の共同体的林野利用が慣習として残されたところもあったようである。

蔡温の時代に公布された杣山にかんする法規は『林政八書』に収録されているが、王府にとって最も重要であったのは、首里城の補修・再建などを初めとする建築材料と中国に派遣する冊封船を初めとする造船用の木材の確保であった。王府はそのためにイヌマキやリュウキュウマツを初めとする21種類の樹木を「御法度木」に指定して、杣山におけるこれらの樹木の伐採と売買を厳しく制限するだけでなく、その管理と保全とを農民に義務付けた。王府はこれらを徹底させるために、山奉行以下の杣山管理の役職を設置したばかりか、杣山管理の良し悪しを間切どうしの間で競わせて賞罰制度を設け、これは「山勝負」と呼ばれた。また杣山の管理のための労働を賦役というかたちで農民から徴発した。

それでは、杣山の農民たちは杣山をどのように利用していたのか。杣山の農民たちは「御法度木」以外の樹木については、山奉行の許可を得さえすれば、基本的に自由に伐採・利用することができた。彼らは、杣山の植林（山仕立と呼ぶ）、手入れ等、杣山の管理・保護・植林などの作業や杣山から伐採した木材の利用や売買を、基本的に村および間切の共同体の合意と規制のもとに行った。ここには杣山が村または間切の管理下にあるという観念が強く表れている。王府の求めに応じて「御法度木」を仕立てる場合にも、各村の境界にかかわらず、つまり他村の境界の中へと入り込んで行うこともあり、村落および間切どうしのこうした共同関係も無視することはできない。また、杣山の管理と保護にかんしては、各村々や各間切で独自の規範である「内法」を定めてこれを運用していたことが知られている。また杣山と農民たちとの切っても切れない関係については、前稿ですでに述べたところである<sup>(17)</sup>。

ここで造林、すなわち御法度木（御用木）を中心に新たな植林を行う事業についてふれること

にしよう。仲間勇栄氏によれば、誰がどのような方法で造林を行ったのかにかんする「造林の主体」という観点から見れば、造林の形態は①間切・村による造林、②個人造林、③王府による造林の三種類に分類されるという。①間切・村による造林については、ある村所持の杣山に数カ村が共同で造林するケースが見られ、②個人造林の場合には、役人または農民個人が自費で植林を行い、これが成木に達した後は王府との間で分収を行った。さらに③王府による造林にかんしては、王府が各間切の農民にたいして毎月一定の賦役を課し、その代償として日用金を交付したという。ここでも造林の主体は村ないし間切の農民であることでは、これら三種類の形態に変わりはないという。

史料による以上の調査事実を踏まえて、仲間勇栄氏は以下のように結論する。「要するに、杣山は表面上は領主的林野所持の外皮をまもってはいるが、その内実は村落共同体に規定された共同体的林野所持・利用の濃厚な純然たる入会林野であった。」<sup>(18)</sup> そうだとすれば、少なくとも、私が知る限り、杣山が王府の所有であることを明記した法的根拠が存在しないことをも考え合わせると、琉球王国以来継承されてきた杣山が純然たる王府の所有であるとは断言できないことになる。以上のような歴史的事情を踏まえるならば、杣山とは、日本本土においても明治維新以前に広範に存在した「入会地」としての性格を強く持つ山林原野とほぼ同様に、個人的性格を強くもつ私的所有以前の、山林原野を含めた土地を排他的に個人所有するという意識が希薄な時代の土地所持形態とすることができよう。だが、杣山の所持形態にかんしては、当の沖縄の人々にとっても極めて微妙な問題であつたらしく、意見の対立があつたことは、後に改めて少し論じるが、謝花の後輩である仲吉朝助（なかよしちょうじょ）が1904（明治37）年に『杣山制度論』を刊行して、杣山を歴史的に最初から官有地として位置付けて議論したことでも了解されよう。

ともかくも、林野の共同体的所持という色彩の色濃い杣山は、個人の私的所有を基本とする近代的な所有観念に馴染みがたい側面をさまざまに残していた。謝花昇は、こうした沖縄の杣山の性格と実態、杣山農民の生活と慣習について十全な知識をもち、琉球王国以来のその歴史にも知悉していた。すぐ後に展開するように、謝花の「民地民木」論はこうした知識と杣山農民の実体験にもとづいていた。逆に言えば謝花は、杣山の歴史と農民たちの実生活を知っていたからこそ、「民地民木」論を主張し、これに依拠して闘わざるを得なかったと言うべきであろう。しかし、奈良原知事側は、杣山の歴史と農民たちの生活・慣習を知るところかこれらに配慮することすらなく、杣山の国有化に突き進んだ。それは、長年にわたって培われてきた農民と山林との関りにかんする慣習を切り捨て、これによる農民たちの生活への打撃をも省みず、杣山の慣習とその国有化との間に横たわる法的諸問題を円満に解決することなく、国家権力を振りかざしてこれを無理矢理に国有と断定する道であつた。こうした困難とそれゆえの農民たちの反抗の可能性については、「杣山処分」を推進する側でもよく理解していた。そこで用いられたのが、杣山農民たちに対する策略と欺瞞とであつた。

## 第4章 「杣山処分」問題にかんする謝花昇の闘い

### (1) 杣山にかんする奈良原知事側の欺瞞的対応

明治政府は1890(明治23)年に民法(旧民法)を公布したが、森林と林野にかんする法規には入会権の規定がなされていなかった。すでに日本本土では、「入会地」が国有か私有かをめぐって激しい紛争が生じており、入会権をめぐる訴訟すら頻発していたから、民法の施行にさいしても入会権の欠如をめぐる激しい反対論が展開されていた。そのような全国的な状況の中、沖縄では1883(明治16)年に宮古島役所長が沖縄県庁に伺い書を提出、その中で杣山が官有林なのかそれとも私有林なのか、その区別をどのように考えればよいのかと問題提起したことを仲間勇栄氏が伝えている<sup>(19)</sup>。この伺い書は、宮古島では杣山は旧藩時代には私有林のように取り扱われていたが、他方では藩庁で杣山を保護してきたように見えるので、はなはだ曖昧であり、万一犯罪者が出たりするような場合、処分に差し支えたりするので、杣山が官林かそれとも私林かの区別をはっきりさせてほしいという意向にもとづくものであったようである。これに対して沖縄県庁は1885(明治18)年に、何の法的根拠もなく、また官林と私林とを区別する基準をも何ら示さずに、「杣山は官山と心得べし」<sup>(20)</sup>との通達を行った。県庁のこうした通達には、杣山をいずれは無理やりにでも官有化しようとの意図が込められていたと推察されるものであり、これがその後の沖縄の杣山開墾と「杣山処分」の方向性を暗示していた。

こうした状況の中、民法の規定に入会権が欠如していることに対する批判に応えるために、明治政府の法典調査会では入会権にかんする全国調査を実施することになり、沖縄県もまた「全国山林原野入会慣行調査」に対して県としての回答を迫られたのである。沖縄県のこの回答は、杣山開墾と杣山処分の問題にかんする奈良原知事側の思惑が背景にあるために、きわめて欺瞞的な内容をもつものになっていた。以下に1893(明治26)年7月に提出されたこの回答書を少しく吟味してみることになろう。奈良原沖繩県知事名で提出されたこの回答書は以下のように述べている。「本県ノ儀ハ森林原野ノ制度内地ト異ナリ其森林原野ト称スルモノ多クハ官有地ニシテ各人ノ私有ニ属スルモノ至テ少ナク而シテ旧藩来之ヲ隣地ノ村々ニ分割担当セシメ尚ホ官ヨリ官費ヲ以テ山林監守史ヲ置キ村民ヘモ其監守ニ係ル幾分ノ費用ヲ負担セシムルノミナラス尚保護栽植ヲカメシメ或種ヲ除クノ外ハ之レカ伐採ヲ許シ稍部分木制ノ姿ニ相成居其下草類ノ如キモ担当村ノモノトシテ苅取ヲ許シ他村ヘハ之ヲ許サザルノ慣例ニ候得共内地ニ於ル入会権ノ体様ヲ具ヘタルモノニ之無随テ御内訓ノ別紙事項ニ該当スル事実無之候条此段及上申候也」<sup>(21)</sup>。

この回答書は、沖縄の森林原野の多くが、「杣山」と称される、農民たちによる独特の共有的な所持形態であるにもかかわらず、これを「官有地」だと断言し、杣山の琉球王国時代以来の歴史の経緯を一切捨象して、その法的根拠をまったくあげていない点で、きわめて問題である。さらに、この森林原野である杣山を「旧藩来之ヲ隣地ノ村々ニ分割担当セシメ」ているとし、「村民ヘモ其監守ニ係ル幾分ノ費用ヲ負担セシムル」こと、さらに「保護栽植ヲカメシメ或種ヲ除ク

ノ外ハ之レカ伐採ヲ許シ「其下草類ノ如キモ担当村ノモノトシテ苅取ヲ許シ他村ヘハ之ヲ許サザルノ慣例ニ候」と認めていながら、つまり日本本土において「入会地」とそこでの入会権に相当する諸要件を沖縄の杣山にも認めておきながら、これと日本本土の「入会地」・入会権とを真面目に比較検討することなく、「内地ニ於ル入会権ノ体様ヲ具ヘタルモノニ之無」、つまりと杣山は本土の入会権のような内容・形式をそなえていないと断言して、杣山の入会権を全否定するという矛盾撞着を犯している。これは全くの欺瞞的なやり方であろう。県当局はこうした欺瞞的なやり方で日本本土の「入会地」に相当する沖縄農民の杣山の用益権を強権的に取り上げようと画策していたのである。

こうした沖縄県当局のやり方は、この回答書が提出されたあくる年に明治政府が沖縄に派遣した一木一等内務書記官の報告と助言にも明確に反するものである。

明治政府は、沖縄県においても土地を整理して税収の基礎固めをするに先立って、謝花が開墾事務取扱主任を罷免される前のことだが、謝花が国頭巡視を終えた後の1894（明治27）年2月、政府の一等内務書記官である一木喜徳郎と大蔵主税官仁尾惟茂に調査を命じ、沖縄に派遣した。一木書記官の任務は沖縄の旧慣習と制度、それに民情を調査することであった。彼はおよそ40日間沖縄に滞在し、その調査報告を「取調書」として明治政府に提出した。この「取調書」は『沖縄県史』第14巻雑纂1に収録されている。それによれば、王国以来の杣山が間切の村民によって共同管理され、樹木の植え付けが村民の負担でなされているほか、樹木の伐採も一定条件のもとで間切に認められているなど、杣山の共同管理が村民の生活に直結し、杣山が村民の共有地としての性格をもっていることを認めて、こう述べている。「土地ノ制度ヲ一定シ官民有ノ区分ヲ査定スルニ付テハ山林ノ所属ヲモ一定スルノ要アルベシ山林ノ所属ヲ一定スルニ付テハ沖縄県ノ山林ハ官民孰ニ属スルヤヲ講究スルノ必要ヲ生ズ……唯山林中最モ重要ナル杣山ハ現今人ノ普ク認テ官林トスル所ナレトモ其ノ樹木植付ハ間切又ハ村ノ負担ニシテ伐採モ亦之ヲ間切及村ニ許セリ今之ヲ純然タル官林トシ一般官林ニ関スル規則ニ依リ之ヲ束縛セハ人民生活ニ急激ノ変動ヲ生シ其結果ノ及フ所測ルヘカラサルモノアルヘシ故ニ沖縄県ノ山林之ヲ純然タル官林トセハ人民生活上ノ需要ヲ充タサシムルカ為相当ノ便法ヲ設クルカ或ハ山林ノ行政上此ノ如キ便法ヲ設クルコトヲ許サストセハ寧ロ杣山ヲモ挙ケテ間切ノ所有ニ属セシムルカ二者其一ニ居ラサルヘカラサルヘシ前陳ノ困難アルヲ以テ土地ノ制度ハ直ニ之ヲ改正スルモ山林ノ所属ハ且ツ之ヲ一半山林制度改正ノ後ニ譲ルヲ得策ト認ム」<sup>(22)</sup>。

一木はまず、沖縄において土地制度を定めるにあたっては山林の官有・民有の区別をどうするか研究する必要があると述べながら、山林のなかで最も重要な杣山についてはこう述べている。杣山は「現今人ノ普ク認テ官林トスル所」ではあるが、つまり現在は杣山を官有とする見解が一般的であるが、必ずしも単純にそうとは言いきれず、これを純粋な官林と見なすわけにはいかない面がある。それは、「其ノ樹木植付ハ間切又ハ村ノ負担ニシテ伐採モ亦之ヲ間切及村ニ許セリ」という現状があるからである。要するに、杣山の樹木の植林は間切もしくは村が費用を負担して

行っており、杣山の樹木の伐採も間切と村とに対して許可されているという慣行が今も続いている。だから、杣山を純然たる官林と規定して日本本土におけるような官林の規則を適用して杣山とこれを利用・保護する農民とを束縛するようなことになれば、「人民生活ニ急激ノ変動ヲ生シ其結果ノ及フ所測ルヘカラサルモノアルヘシ」というような不測の事態を引き起こしかねない。このことを考慮に入れるならば、もし仮に杣山を官林とする場合には、人民の生活に支障をきたさないように「相当ノ便法」を措置するか、山林行政上の「便法」を制度化しなければならないのではないか。もしもこれらができないとすれば、杣山をすべて間切の共同所有にしてしまうか、いずれかの二者択一が必要であろう。こうした困難があるので、沖縄では土地制度をただちに改正するとしても、杣山を含む山林の所属を官有または民有のいずれにするかは、山林の制度を改正した後に決めるのが得策ではないか。これは杣山と農民との歴史的関係を考慮したきわめてまっとうな意見であるように思われる。明治政府から派遣された中央官僚でさえも、杣山とその実態を曇りのない目で視察した後に、杣山の歴史的特殊性、そしてこれに依存するとともにこれを保護育成する農民たちと杣山との不可離一体の關係に気付いて、きわめて正当にもこう主張しているのである。それは謝花の見解と一部一致していた。

だが、奈良原知事側はこうした中央官僚の進言にさえ耳を貸そうとはしなかった。その訳は、彼らにはある種の隠された意図があったからである。

すでに何度か触れたように、奈良原知事側の主張は「官地民木」というスローガンにまとめられる。このスローガンそれ自体は謝花昇にかんする最初のまとまった評伝を現した大里康永による表現である。だが、そのスローガンの内実はきわめて欺瞞的なものであった。それはふたつの論点を含んでいた。ひとつは、杣山を官有化したとしても、つまり杣山がたとえ官地となっても、「民木」、すなわち杣山とそこに生育する林木の使用権・利用権はこれまで通り杣山農民にあり、農民は杣山を自分たちの生活のために役立てることができるという点である。もうひとつは、杣山を官有化すれば、杣山農民にとって不都合な点がないどころか、杣山を民有地にすることで税金が免除されるという大きな利点があるという点である。このスローガンの後者はたしかに事実であり、それ自体としては虚偽は含まれていないが、問題はその前者であり、また前者を後者と結びつけたことであった。長年重税に苦しみ続けてきた沖縄農民にとっては、重税から逃れられるかどうかは死活問題であり、ここに彼らがこの欺瞞に気づかずに「官地民木」に簡単に引き込まれてしまう陥穽があった。

その後の歴史的経過によって明らかなように、杣山農民がこの陥穽に陥っていったん杣山官有化を受け入れてしまったが最後、彼らは所有権の名のもとに生活の糧にはかならない杣山から締め出され、山林の倒木や下草の利用さえも所有権の侵害として処罰さえしたのである。これは、本論ですでに述べたように、日本本土の多くの「入会地」を無理矢理に国有化したさいに農民たちがたどったのと同様の道であった。そこには、杣山を官有とすることの意味にかんする深い説明もなく、権力主義的に農民から杣山を取り上げただけで、杣山にこれまで存在し続けた慣習を

尊重しこれを継承するなどの農民の生活に対する配慮もほとんどなかった。だから、「官地民木」論の実質は「官地官木」論であった。この時点では、農民たちにとっては柚山が官有かそれとも民有かという議論はある意味でどうでもよかったのであり、問題はこれまで通り柚山を利用出来るかどうか、そして税金を納入しなくてよいかどうかだったのである。

それは、琉球王国時代以来の柚山の歴史的経緯を無視し、柚山が日本本土の「入会地」と共通の要素をもつことを意図的に捨象し、柚山の民が所持してきた入会権をも意図的に無視し、そうすることで強権的姿勢で無理矢理に柚山を官林とし、官有化された柚山を囲い込んで農民を柚山から追い出し、その後に官有化された柚山を一部民間に払い下げ、有力資本が払い下げられて私有化された山林をさらに転売して利益をあげるという方向に進めていこうとするものであった。彼らには、日本本土で租税改正の実施とこれに並行して推進されてきた林野整理事業という方向に向かって進むという国家としての大義があったし、30年近くにわたってこうした事業を進めてきたことで得られた教訓があった。それどころか、やがて「旧慣温存」を意図する沖縄の旧封建勢力だけでなく、明治政府の政治家・官僚や資産家・資本家階級にもその利得を分け与え、彼らを味方につけることができた。こうして私有化された山林は、名義の書き換えによって自らの私腹を肥やすと同時に、さらなる転売の対象となっはてしない利益を生み出す母胎と化していった。このことは時間を追うにつれ、沖縄民衆の目には鮮明になっていった。

こうした奈良原知事側の思惑と欺瞞的なやり方を見抜き、これに対して断固たる反対と抵抗の姿勢を明確に示したのが柚山の一部農民たちと彼らが頼りとした謝花昇であった。すでに論じたように、謝花を初めとする民衆のこうした反対と抵抗の姿勢は、この時期の沖縄における歴史的意義にとどまらず、きわめて大きな全国的な意義と今日的射程とを有しているように思われる。日本本土においても強行された農民の「入会地」の強権的国有化、そしてこの山林の国家権力による独占が、その後の政府の対外拡張政策と侵略的戦争遂行を支える支柱となっは、さらには太平洋戦争後から今日にいたるまでの国有林の国家または林野庁による独占的利用にまで通底することで、その国有林が現在さまざまな重大な問題を抱えていることが明らかである。だから、謝花の「民地民木」論は、彼自身がどれほど自覚していたかは別として、潜在的にこれらの政策全体に対する反対と抵抗の思想を内包していたといえるのである。

## (2) 謝花らの「民地民木」のための闘いのおおよその経過

すでに述べたように、沖縄県庁で4番目の地位に相当する技師・高等官であった謝花昇は、柚山開墾問題で奈良原沖縄県知事との間に当初から潜在的に存在した対立をその後の開墾事業の進展の中で次第に顕在化させ、その結果は謝花の柚山開墾事務取扱主任の解任となって先鋭化することになった。これ以後、謝花は自らの活動の軸を彼自身が創設にかかわった農工銀行の経営へと移行させ、その軸足の重心をいっそう農民たちの側に移し、当山久三、神谷正次郎らの同志たちと沖縄倶楽部を結成するとともに、沖縄で最初の政治評論誌であるその機関誌『沖縄時論』の

発行とそこでの論説を足場にして、奈良原県知事との対決をいっそう強めていったのである。

謝花は1898(明治31)年9月頃上京して、当山久三、新垣弓太郎、神谷正二郎らと会談し、板垣退助内相をはじめとする大隈内閣の要人に奈良原県知事の更迭を進言したいと語り、実際にこれを行動に移していたが、同年10月31日に大隈内閣が崩壊し、きわめて残念なことに、この目論見を果たすことができなかった<sup>(23)</sup>。

その後、沖縄県庁を依願退職することを決意した謝花は、同年12月10日に再び神戸経由で東京へ向かった。その目的は四つあった。第一に、内務省に対して辞職願を提出すること、第二に、沖縄の土地整理法と山出処分問題にかんして有力議員に請願・陳情を行うこと、第三に、沖縄の参政権と全島から4名の議員枠にかんして有力政治家に請願・陳情を行うこと、第四に、共有金問題に象徴される奈良原県知事の専横と非道を有力政治家に訴えて彼を更迭するように働きかけること、であった。共有金とは、主として沖縄が特産の砂糖を現物税として貢納していた貢糖制度に関連し、この貢糖を大阪市場で換金して中央に納税していたのだが、そのさい換金による売上代金と実際の納税額との間に差額が生じており、この差額を共有金として積み立てていたものである。砂糖のほかにも航路補助金、救助米の換金利益などがあり、これらも共有金として東京の銀行に積み立てられていたという。共有金問題とは、少なくない金額に達していたこの積立金について、沖縄県民はその事実さえ知らず、県庁や奈良原知事もこの事実を県民に対してはいわば隠していたのであった。謝花は、当時県参事官であった俵孫一からこの共有金の存在を聞き出し、奈良原知事がこれをあたかも私物であるかに見なしていたことを問題視した。そして、一時社会主義運動家たちが論陣を張りきわめて人気のあった新聞『萬朝報』の主筆であった円城寺清に働きかけて新聞紙上でこの問題を暴いたのであった。このことが奈良原知事の心胆を大いに寒からしめたことは言わずもがなである<sup>(24)</sup>。

謝花は、東京に到着して内務省に辞職願を提出し、同月20日に内閣発令で依願退職が認められると、明るく年からだちに同志たちと上記の活動を活発に開始した。1月頃には憲政党に入党して活動基盤を整えた後、東京で沖縄倶楽部を設立し、同時にその機関誌『沖縄時論』の創刊号を刊行した。また、謝花らは衆議院議員高木正年を訪問して、沖縄における衆議院議員選挙法の早期実施を懇願するとともに、奈良原県知事の更迭を訴えただけでなく、尾崎行雄、谷干城、星亨らを精力的に訪問して、同じことを請願した。この運動は、謝花のかつての師横井時敬や玉利喜造、島田三郎、犬飼毅らの進歩的政治家にも及んだようである<sup>(25)</sup>。こうした謝花らの東京での活動を察知した奈良原はその前年の12月末に上京してその対策を講じたらしい。そしておそらくは、これと関わってと推測されているが、謝花は東京九段上の富士見軒で新垣弓太郎および円城寺清と会談中に日本刀の抜き身をひっさげた暴漢に襲われて、参政権運動を止めるようにと脅迫を受けるという事件があった<sup>(26)</sup>。なお奈良原らの意を受けた暴漢による襲撃は東京と那覇で数回に及んだと言われ、これが謝花の後の精神障害発症の伏線となったのではないかとの見方もある。

こうした卑劣な妨害工作にひるむことなく、謝花たちは精力的に請願・陳情の活動を継続した。当山久三は、おそらくは謝花とは別行動で、この年の2月1日に当時衆議院議員であり足尾銅山公害反対闘争に取り組んでいた田中正造に面会している。同月6日に謝花は上間幸助と共に、謝花のかつての師であり当時衆議院議員であった中村弥六の紹介で「衆議院議員選挙法改正ノ件」と題し、沖縄県の参政権と沖縄県から4名の議員を選出することを求める請願書を衆議院に提出した。そして、2月14日に沖縄県土地整理法の委員会審議が開始されると、ただちに「杣山の慣行取調書」および意見書「其官民有利害陳述書」を同委員会に提出した。さらに、そのすぐ後で今度も上間幸助とともに宮古・八重山諸島を含む沖縄全島より議員4名枠とする請願書を貴族院に提出した。同24日に第4回請願委員会はこの請願を採択し、衆議院の審査特別委員会で高木正年が沖縄の議員4名枠と選挙の即時実施を求めたが、大勢は宮古・八重山諸島を除く沖縄からの議員2名枠と実施時期は勅令で決めるという案に賛同し、3月3日の衆議院本会議でこの案を含む「衆議院議員選挙法改正法案」が修正可決された。結局、高木正年議員の奮闘も空しく、謝花らの請願は陽の目を見ることがなかった<sup>(27)</sup>。「沖縄土地整理法案」についても同日衆議院で貴族院の修正を入れて可決成立した。この問題でも謝花たちの懸命の請願活動は効を奏することがなかったのである。

そして同月11日には同法が公布され、4月1日からこれにもとづいて実際に土地整理事業が開始された。杣山はこの「土地整理法」のなかでは「暫定的に」すべてが官有とされた。この土地整理法の第18条には「杣山、川床、堤防敷、道路敷及其ノ余地其ノ他民有と認ムヘキ事実ナキモノハ総テ官有トス」と規定され、「杣山ノ保護管理ニ関シテハ勅令ヲ以テ規定スルモノノ外従来ノ慣行ニ依ル」という文言が付されていた。そして、その7年後の1906（明治39）年7月25日に「沖縄県杣山特別処分規則」が公布されて、杣山の多くが官有林として正式に編入されることになった<sup>(28)</sup>。こうして謝花らの懸命の努力も及ばず、その運動は敗北に終わったのである。

### (3) 田中正造との出会いとその後の「杣山処分」問題の行方

ここで、謝花昇やその同志であった当山久三らの沖縄自由民権家たちと田中正造との関りについて簡単に触れておきたい。謝花らの運動が足尾鉍毒反対闘争で知られる田中正造とかかわりを持ったことは、わが国における自由民権運動の広がりとそのなかでの謝花らの位置づけを考えるうえできわめて重要だからである。

湧川清栄によれば、この年2月1日に謝花と当山久三は当時衆議院議員であった田中正造を訪問して、沖縄の現状を説明し、奈良原知事の下での暴政と私物化を訴え、また参政権への協力を熱烈に懇請した。なかでも当山は田中正造とすっかり意気投合し、また大いに田中の気に入られた<sup>(29)</sup>。田中は即興で「浪人の首にかけたるづた袋 のちには天下にぎりしめし人[原文のママ]」という一句を読み、この後に「沖縄県志士当山久三君に与ふ 田中正造」と記して、当山に贈ったという。当山はこの書を額に入れて家宝として生涯大切にしていたと伝えられる。ただし、当

山が田中を訪問・会見したことは確かめられているが、その席に謝花がいたかどうかは確証できないようである。

周知のように、田中正造は1890（明治23）年に第一回衆議院議員選挙で当選したが、この年渡良瀬川で洪水が発生、足尾鉍山の鉍毒が社会問題となり、1891（明治24）年に洪水と鉍毒の被害を受けた地域の視察を終えた田中は直ちに鉍毒問題で国会質問を行い、足尾鉍山鉍毒反対闘争に尽力し始めた。1897（明治30）年からは鉍毒被害を受けた渡瀬川流域の農民たちの「押し出し」と呼ばれる陳情闘争が激化していた。田中が当山らの訪問を受けたのはこの闘争の最中であった。この後、田中は彼らの懇請を受けてただちに行動を起こした。1899（明治32）年2月20日、田中は衆議院本会議において沖縄県の土地整理法案と奈良原知事の所業にかんする質問を行った。その内容は概略以下の通りである。田中は第一に「現ニ足尾銅山ノ附近ニ於テ、山林ノ取締法ガ出ルト其前ニ泥棒ガ出テ、木ヲ伐ッテ居ル、即チ此法案ガ出ナイ前ニ沖縄県ニ於テハ、此官林ヲシテ大分不正ナコトガアルノdeal」と述べて、沖縄の杣山開墾や杣山処分などの山林管理や取り締まりに絡んで盗伐などの事件が生じていることに注意を喚起しつつ、官林化にまつわる不正な問題があることをほのめかしている。第二に、奈良原沖縄県知事にかんして「近頃聞ク所ニ依レバ、此地方ノ知事ト云フ者ハ、何分ニモドウモ宜シクナイ行バカリ多イト云フコトヲ聞イテ居ルノdeal」と述べて、奈良原糾弾の鋭い舌峰を放っている。そして第三に、まとめとして「今日の沖縄県ト云フモノハ、色ト云フモノト欲ト云フモノ、此ニツガ乱暴狼藉ニナッテ居ルノデゴザリマス」と述べて、沖縄の現状を総括している<sup>(30)</sup>。足尾銅山鉍毒に抗して渡良瀬川流域の農民たちの先頭に立って戦っていた田中の目には、明治国家権力が大企業と結託しつつその最大限の利益を優先して庶民を犠牲にしている「亡国」の姿勢が、日本のフロンティアである沖縄においても、いや沖縄においてこそ、その正体を露わにしていると見えていたに相違ない。だが、政府は田中のこの質問に対してまともに返答することがなかった。

田中正造は、翌年の1900（明治33）年2月13日に官憲が「押し出し」陳情の農民たちを弾圧したことで発生した「川俣事件」の後をうけて、同月15日と17日の2度にわたって「亡国」にかんする有名な質問を行った。明るく1901（明治34）年には衆議院議員を辞職し、同年12月10日に東京日比谷で天皇直訴事件を起こし、これまでよりもさらに鉍毒被害を受けた農民たちの側に強く身を置いて、明治政府と闘う道を歩むことになる<sup>(31)</sup>。

謝花昇が田中正造と直接に会見したかどうかについては、確証はないものの、当山久三らが田中正造と会って意気投合しているから、謝花の人物とその活動についてはある程度田中正造に伝えられていたであろう。沖縄の自由民権運動の活動家が、衆議院議員であり後の足尾鉍山公害反対闘争に生涯をささげた田中正造とつながりを持ち、しかも田中が当山や謝花の強い意向を受けて衆議院本会議で土地整理法案とこれと関連する奈良原知事の暴政にかんする鋭い質問を行ったことは、謝花たちの運動がたんに沖縄だけにとどまらずに日本本土で衰退しつつあった自由民権の運動に連帯するものであったことを示しており、この意味でひとつの記念すべき出来事であっ

た。そしてこのことは、この時期の沖縄とその利害という側面からのみ謝花の思想と行動を評価しようとする見方がきわめて狭いものであることを示している。

#### (4) 謝花の「民地民木」の思想の展開

1899（明治32）年3月に国会で「沖縄県土地整理法」が可決成立して直ちに公布された。そして、4月1日から土地整理事業が開始され、4月17日には「国有土地森林原野下戻法」が待ってましたとばかりに公布された。この後、県当局によって杣山官有化の強権的な働きかけが激しくまた執拗に行われるのだが、謝花と彼を頼りにした農民たちはくじけることなく、最後の抵抗の闘いを展開する。

謝花の抵抗は、彼が同志らと共同で発行した雑誌『沖縄時論』の1900（明治33）年の第34号に掲載された「杣山片言」という論説の中で展開される。この論説には執筆者名が示されていないが、簡潔ながら、状況と問題点、奈良原側の隠された意図、「官地民木」が強行された後の結果の見通しなどがきわめて適確に論じられ、そして最後に、彼が執筆した「農工銀行株主に告ぐ」の冒頭部分<sup>(32)</sup>と重なる断固たる不退転の決意が繰り返されている点で、謝花がこの論説を執筆したことにはほぼ疑いの余地がない。奈良原側の「官地民木」という欺瞞的なスローガンに対して謝花が掲げたのは「民地民木」論であった。なお、「民地民木」という言葉自体は、すでに触れたように、謝花自身が用いたのではなくて、初の謝花伝を書いた大里康永が謝花の思想と立場を要約する概念として用いたようである。そして、この「官地民木」「民地民木」という言葉は、太平洋戦争後に一時期東北地方を中心に高まりを見せた、「農地解放」に引き続く「国有林解放」の運動の中で、謝花の行動と思想とは直接のかかわりはないようでありまた謝花の名前を挙げたわけではないものの、それぞれの立場を簡便に表す言葉として部分的に用いられたことがある<sup>(33)</sup>。ということは、謝花の思想と行動が戦後のわが国の国有林改革の問題にまでも一定の射程と影響力を維持していたことを示しているであろう。

さて奈良原知事側は、前参事官であり土地整理事業の強力な推進者である参事官依孫一を中心に、杣山の「官地民木」論という名目の実質「官地官木」論を主張し、これが村民にとって利益をもたらすと説明した。謝花らが発行した『沖縄時論』第34号に掲載された「杣山談片」（1900年〔明治33〕年8月17日刊行）によれば、その利益とは以下のとおりである<sup>(34)</sup>。

第一に、杣山を官有とすれば、租税を納入する必要がない。

第二に、杣山を官有にしても、その保護管理は今と変わることはない。

第三に、杣山の樹木の伐採についても、今と変わることはない。

第四に、官有となった杣山を開墾することも、村民の望むとおりに可能である。

しかし、謝花と彼の同志たちからすれば、村民のこれらの「利益」なるものは欺瞞と瞞着以外の何物でもなかった。その最大の論拠となったのは、琉球王国時代以来の杣山の慣習とそこに生活する村民の実態であり、この「杣山談片」の前年の1899（明治32）3月に明治政府が公布した

「国有林野法」とこれにもとづいて同年8月に制定された一連の諸規則である。そして、1898（明治31）年9月に青森県下北半島で山林払い下げをめぐって実際に発生した野平事件にかんする情報である。謝花たちは、柚山の慣習と村民の生活実態、制定されたばかりの「国有林野法」とこれに付随する諸規則、そして官有林払い下げをめぐって実際に発生した訴訟事件の三つにもとづいて、「官地民木」論の欺瞞を暴いたのである。

謝花はまず、誰にでも分かるように、山林には民有林と官林との区分があることを説明した後で、論説を説き起こす。この区分は所有権と課税が関わってやや複雑であるが、重要なポイントなので、謝花はこれをこう解説する。民有林は、有租地である山林と免租地である保安林とに区分され、保安林はさらに水源涵養林、風潮防御林、風致林、土砂扞止林、社寺林とに区分される。有租地の民有林は人民が所有するものであるから、その処分権はすべて所有者に属する。これに対して、免租地である水源涵養林等の保安林の保護管理は所有民が行うが、これを自由に処分することはできない。他方では、官林とは官の所有地であって、「国有林野法」とこれに付随する諸規則にもとづいて支配管理され、その保護管理、貸借、造林、収益の分配等のいっさいの処分権は官の権限内にある、と。

沖縄の山林である柚山は、従来からの慣行にしたがって、実質的には間切の村民が自費で保護管理し生活の場として利用してきたから、歴史的に独特な共同体的所持という形態で維持されてきたと言ってよい。ところが、この慣行を破って、これに近代的な、狭い意味での所有の概念をむりやりあてはめ、官民いずれの所有にするかという観点からのみ土地整理という名の「柚山処分」を行えば、いったいどういうことになるか。謝花はこう断言する。「然して沖縄の山林は目下処分中に属するものにして従来からの慣行に因り取り扱ひつゝ有之候へ共官有に処分さるれば、既述官林の規定に依り取扱はる可く、民有に処分さるれば普通民事に因りて取扱可致候。言を代へて申候へば官有と成らば従来からの慣行全く一変し、人民との関係を離れ国有林野委託規則により委託林、若くは国有林野部分林規則により部分林とすれば同規則に依り其より生ずる利益を分け取る事を得れども余りは全く人民との関係を絶ち一木をも伐採することを得ざるは丁度民間に於て他人の田畑に植栽せし作物を取る事を得ざると同じ関係に相成申候」<sup>(35)</sup>と。つまり、これまで一種の「入会地」として共同体的要素を維持しながら管理保護されてきた柚山を明治政府が言うところの官有にしてしまえば、「国有林野法」とその関連諸規則により、入会地的権利は完全に取り上げられ、山林と村民との関係は全く断ち切られてしまい、樹木一本すらも伐採を禁じられることになることは、日を見るより明らかなと言っているのである。官有林の委託林と部分林も、分かりやすく言えば、地主や金持ちが所有する田畑を人民や小作人に委託して耕作させて、その収益の一部を還元しはするものの大部分の利益を委託者が懐にすることを意味する。もちろんこう断定することは同時に謝花が、奈良原側が先に人民の「利益」として提示した四点のうち、第一点の、官有となれば租税を課されることがないことを除いては、すべてが虚偽と瞞着であることを正確に見抜いているということを示している。

「官地民木」論が説く村民の「利益」の第一に掲げられた「官有とすれば租税を出さざること」について、謝花は村民を論ずるように概略こう述べている。杣山を民有とすれば、租税を負担せざるを得なくなるが、租税というものは、土質の善悪、収穫の多少、耕作の便否を考慮して地価を決め、これに応じて納税の義務を負うものであり、利益の大小に応じて納税することになるから、利益が多ければ税を多く払い、利益が少なければ税を少なく払う仕組みになっている。だから、恐れることはないのだ、と。だが、歴史的に長年重税にあえいできた村民<sup>(36)</sup>にとっては、この説明だけをもってしては十分に説得しきれなかったようである。

だが謝花は明確にこう述べている。「然して本県の杣山は全く民有たるべき性質のものに之有候」<sup>(37)</sup>。そして謝花は、杣山が官有か民有かを定める基準として、まず「その民有たる如何は従来慣行の事実如何に因りて定る」ことと、「若し理論より所有の如何を云々する時は杣山が従来何人の手により如何に処分せられ何人が杣山を使用して収益を得しやの二点に因りて定る」<sup>(38)</sup>ことを挙げています。官有か民有かは、杣山におけるこれまでの「慣行の事実」と、所有形態がどうであるかを問題にする場合には、杣山が誰によって処分され誰が杣山から収益を得ていたのかを考慮すれば、おのずと決まることだと言うのである。これが謝花らの「民地民木」論である。沖縄では、琉球王国以来の慣行があつて、農民たちは、少数の仕明地(私有地)を除いて、ほとんどすべて国の土地を貸し与えられて耕作してきた。杣山も、村民がこれを自由に処分できるものではないものの、これを保護・育成・管理し、これから自由に収益をあげてきた。今回杣山をどうするかについては、こうした「慣行の事実」を考慮すれば、杣山を民有とすることがふさわしい。謝花はこのように議論を展開して、さらに以下の三つの実例を掲げて彼の論拠を補強している。

まず第一は、「杣山材木を公売して代金を領収せしこと」である。杣山の村民は「琉球処分」以前から伐採が認められていない松・杉・楠などを特別の許可のもとに伐採し、官庁・間切り役場・小学校などの建築用材として提供または売却して、その代金を積み立てて共同の基本財産としてきた。また、村民は随時雑木を伐採して自分たちの薪炭や建築用材として充当してきた。だから、杣山は村民の生活にとっては欠くべからざるものであるとともに、杣山の樹木は彼らの財産を形成する源泉として事実上彼らの共同所有と言っても良いものであった。

第二は、「自費にて樹木を植栽せしこと」である。廃藩置県の頃から、杣山の樹木が少なくなると、その都度村民の中から人夫を供出して「自費で」植林の仕事を行ってきた。また、杉・楠などはその苗の植え付けや栽培などに毎年数万人の人出を提供してきたし、今もそうである。「自費で」杣山の植栽の事業を行ってきたことは、杣山の樹木が村民の共同所有であることの根拠となるものである。

第三は、「私費にて杣山の保護管理を担任せしこと」である。王国時代から杣山の管理のために惣山当(そうやまあたい)三人を間切り役場に配置し、杣山保護のために山当(やまあたい)四人を各村に配置しており、これらの役人の扶持米は毎年多額にのぼるが、沖縄県旧官吏の慣習としてこれを村民が負担している。また、各間切の筆者(ひっしゃ)一ないし二名の扶持米や彼

らの詰め所の家づくりや付属品、薪炭油などの一切を村民が負担しているばかりか、その家族のために村民の負担で田畑の耕作までも行っている。今は給料が官から支給されている点が違うだけである。

謝花は、以上の三点は最も著しい慣行例だけを掲げたものであり、このことだけからしても杣山が民有であるべきことは一点の疑念もないことだと断言する。だから、「官地民木」論者が先に掲げた村民の利益なるものは、謝花によれば、「其説の虚偽にして一も信ずるに足るなき」ものであり、また「是一時人民を愚弄し置き一攫万金の暴利を博せんとする奸策に出るなきかを疑ふ」<sup>(39)</sup>のものである。村民の利益として掲げられた四点がもしも本当だとすれば、国有林にかんする法と規則が制定されているから、沖縄県だけが特別例外だということになるが、北海道や台湾はいざ知らず、他県の事例を見ても特別例外は存在しない。こうして謝花は「官地民木」論の背後に秘められた「奸策」に注意を促してこう言わざるを得なくなる。「彼等は沖縄の杣山を官有に処分しておき、官権を濫用して払下若くは貸付（林野法を見よ）等を名目として大いに得るところあらんと奸謀に無之候哉」<sup>(40)</sup>と。すぐ後に見るように、謝花のこの憂慮はやがて現実のものとなる。

なお、これに関連して謝花は最近生じた事件をふたつ挙げて、読者に注意するようと呼び掛けている。そのひとつは、青森県下北半島で起きた「野平（のだい）事件」である。この事件は、明治になって野平が国有化されたので、村民たちは1898（明治31）年9月にこの地を開墾する目的で官有林およそ二千町歩を、15年を期限とし、年間借地料200余円で借り受けた。ところが、この地で盗伐問題が起こったので、大林区署が貸し下げ取り消しの処分を行った。そこで借地人である村民たちがこの処分を不服として大林区署を相手取って訴訟に持ち込み、2年後に村民側が勝訴した。この事件には、薩摩派の政府高官長谷場純孝が同族のもと青森県知事河野主一郎と結託し、野平山林を払い下げて、一獲千金の利益を得ようとしたが、長州出身で当時農商務大臣の曾禰荒助が断固としてこれに応じなかったために、彼らは野平事件を利用して曾禰農相を弾劾しようと画策したらしいことが絡んでいた。沖縄にも同様の動きがあり、上記長谷場の亡妻の弟入来某が薩摩出身の高島鞆之助と松方正義らの助力を得て、沖縄県でも山林払い下げを計画していたが、曾禰はこれにも反対していたようである。これらの件は、1899（明治32）年12月12日、東京の『太平新聞』で報道され、同紙は後者の件を「琉球事件」とし、その「株主」が20名の多数に上り、そのなかには薩摩派の西郷、松方、樺山資紀らが名を連ねていると報じた<sup>(41)</sup>。この記事は、謝花にとっても「吾儕は之を一見するや驚愕措く能はず」<sup>(42)</sup>であったので、『沖縄時論』第17号に掲載され、謝花はこれを「杣山断片」にも転載したのである。謝花はこの事件から沖縄の杣山の将来が利権によって食い荒らされるのではないかと案ずることになる。そしてこの不安と予見とは的中することになる。

謝花らはこれらの動きから、沖縄においても杣山が官有林として「処分」された後には、必ずや官林払い下げが行われて私有林化され、沖縄のみならず本州の高官・財閥らを含めて彼らがその利益に群がるであろうことを正確に予見していたのである。

もうひとつは、宮古島の一件である。宮古島島民は、本論で先に触れたように、早くから杣山の「官民有区別」に関心を抱いていたが、杣山が正式に官有化されることをうわさに聞いて非常に驚き、その真否を確かめようとして島司に問いただしたが、その答えが要領を得ないので、請願書を役所に提出した。しかし、不法な妨害を受けたので、代表者2名を選んで沖縄県庁に派遣し、これを提出した。しかし、これに対する返答がないので再三督促をしたところ、杣山は官有になってもその取扱いは今と変わらず、役場・学校・人民の家屋の材木も伐採することができるはずだから、官有にしたほうが利益があると命令口調で説明があった。島民代表はそんな規定はないし、そうできる証拠もなく、説明を信用できないので、「杣山は官有になるも旧藩來の慣行に異なることなしとの附箋を添へて請願書を返戻ありたし」と申し出た。だが、土地整理局役人はこのような事項は言葉で伝えることはできるが、書面で記す事項ではないと拒絶してきたので、島民代表はますます疑念を抱き、書面での返答をさらに追求したところ、以下の答えがあった。

「杣山は土地整理法十八條に依り既に官有になり居れば、当所に於ては如何とも致し方なし、先に謝花昇、当山久三等此杣山に付迷ふ所有て民有なりと主張したれども今は悟る所ありて止みたり、斯る次第なるを以て願書は受取るべし」<sup>(43)</sup>。だが、彼らは納得することなく、宮古島に帰島した後も目的を果たすまでは追求を止めぬ覚悟だという。

これら二つの事例は共に、謝花らの炯眼を示している。たしかにこの後は、官有地および官有林の囲い込み、官有地への村民の立ち入り禁止、官有地の払い下げ、これによる政財界の大立者の私有化、私有地の転売による蓄財という一連の流れを生み出し、謝花らによる事態の洞察と見通しの正しさを立証した。この論説「杣山談片」の最後に掲げられた次の言葉は、謝花が差別と弾圧のさなかにあってもなお、おのれの主張の正しさに確信をもち、きわめて意気軒高であったことを示して余りあるであろう。「吾儕の杣山に対する方針は一定しありて屁理屈に迷ひ權威に恐れ意見を枉げるが如き薄志弱行の徒にあらず、然るに吾を誣ひ人を中傷してまでも良民を迷はさんとする嗚呼何たる怪物に候や。」<sup>(44)</sup>

謝花が、日本本土で進行した、または進行しつつあった国家権力による「入会地」官有化とその後の官有林と官有地の囲い込みの強行についてある程度の情報を持ち、そのうえで沖縄もまた早晚本土以上の強権をもってそうなるであろうことを予見していた点で、先見の明を示していたことは明らかである。しかも謝花は、この論説で「官地民木」という仮面で偽装した「官地官木」論に理論の上で反対しただけでなく、大里康永や吉原公一郎によれば、同志である当山久三や上間幸助らと共同で金武村などで演説会を催して、県属や官憲が警戒または妨害する中、農民たちに「民地民木」論を説いて回ったという<sup>(45)</sup>。

これらのことは、謝花が明治政府のこうした強権的な政策の遂行に思想と行動の両面から抵抗の姿勢を示していたことをも明らかにしており、この時期日本本土において明治政府の林業政策に対して、一部農民は別にして、林学者や文化人がどれほどの反対又は抵抗の姿勢を示していたかを考え合わせるならば、謝花の思想と行動がもつ歴史的意義は決して小さいとはいえないであ

ろう。そしてそれは、後に論じるように、たんに沖縄というフロンティアの一地方における自由民権運動から見た、たんなる歴史的意義には止まることのない現代的意義をも潜在的に有していた。言い換えれば、謝花昇の「民地民木」論の思想的射程は、後に示すように、国有林は国民の基本的財産であり、そこに生育する樹木もまた国民の財産であるという主張を内在させており、それはそのために明治期の沖縄を突き抜け、日本の戦前・戦後の林政を突き抜けて、現代にまで確実に及んでいると言っても決して過言ではないのである。

#### (5) 謝花の「民地民木」論と仲吉朝助の『杣山制度論』

ここでこの章の最後に謝花の「民地民木」論と仲吉朝助の『杣山制度論』を比較検討することにしよう。後者は「官地民木」論の側から執筆された著作である。

多少とも実地調査を行いある程度の理論的根拠をもって沖縄の杣山を国有と見なす議論を代表するのは、仲吉朝助の『杣山制度論』に尽きると言ってもよい。この書の冒頭の凡例には1900（明治33）年9月3日の日付があるから、この書は謝花の「杣山談片」が掲載されて同年8月10日に発刊された『沖縄時論』第34号の直後に完成したと見られる。その前年には「沖縄県土地整理法」が公布され土地整理事業が開始されているので、この書はこの法律の制定と事業化に合わせて執筆されて、「官地民木」論の側に立つ関係者の閲覧に供され、その支えとなった可能性がある。なお、この書が正式に刊行されたのは、完成後4年経過した1904（明治37）年のことであった。だが、仲吉朝助が謝花の「杣山談片」を読んだうえでこの著書を執筆したかどうか、また仲吉が謝花の「民地民木」論にどれほどの対抗意識をもっていたのは定かではない。ここでは、ほぼ同一の時期に成立した杣山の官民区分にかんする両者の見解を対照しながら検討し、謝花の「民地民木」論の思想的射程の一端を浮彫にしてみよう。

仲吉朝助（1867-1926）は首里の士族出身で、沖縄県尋常中学の第一回の卒業生としてこれを終了した後、東京帝国大学農科大学の乙科で農学を学び、1891年9月に同大学を卒業して、当初は沖縄県島尻郡役所に勤務した。翌年沖縄県庁に転じて、農商課の県属となり、土地整理事業のさいには既述の黒川作助らとともに書記としてこの事業の重責を担った。仲吉は謝花昇の2年下であり、謝花と同じ農科大学卒業の後輩であったが、謝花が本科（甲科）の卒業で卒業後は内務省派遣の技師・高等官であったのに対し、乙科、すなわち「実地農業に携わる実務者の育成」を目的とする専門学校に相当する部門の卒業であり、県庁では属官であったから、謝花とはその地位からすればかなりの差があった。仲吉は頭脳明晰な役人として県庁では評判も良く、さまざまな仕事に取り組み、後に農商課長に昇進したが、次第に奈良原に批判的になり、奈良原知事が権勢をふるう県庁では優遇されなかったようである。1906（明治39）年には15年間の役人に別れを告げて、沖縄県農工銀行に転出し、その頭取となった。政財界とのつながりを生かして一時はかなりの権勢を得たが、政争に破れ、農工銀行を退職した後は、およそ8年の間沖縄の土地制度を初めとする社会経済史の調査と研究を行った。1925（大正14）年に政界に復帰して第二代那覇

市長に選出されたが、翌年に病没した<sup>(46)</sup>。仲吉による沖縄の社会経済史研究は近年再評価を受けつつあるという<sup>(47)</sup>。

仲吉は『杣山制度論』の冒頭部分で杣山を定義してこう述べている。「其ノ地盤ハ旧藩時代ニ在リテハ藩有、置県後ニ至リテ慣例ニ基キ官有トシテ取扱フ所ノ森林、原野ヲ謂フ換言スレハ杣山トハ明治三十二年法律第五十九号沖繩土地整理法第十八条ニ規定サレタル官有地ノ一種ニシテ従来森林法、国有林野法其ノ他一般官有、国有ノ土地ニ関スル法令ノ支配以外ニ特立セル林野ナリ」<sup>(48)</sup>。この定義にはいくつかの問題点が内包されているが、これらは、当時の仲吉が奈良原県知事からの委嘱を受けて土地整理局の書記を兼任しており、県知事側の立場に立って杣山の官有化を推進しようとしていたことと深く関係する。杣山の地盤が旧琉球藩時代には官有であり、廃藩置県によって琉球藩が沖縄県になった時には「慣例ニ基キ官有トシテ取扱フ」ことになったとしていることも決して自明ではない。これらふたつの言明はともに証明を必要とする重要問題であるが、文書によってこれを証明することは困難だからである。さらに問題なのは、杣山が土地整理法によって規定された国有の山林であり、森林法、国有林野法などの法令が適用される以外の山林が杣山だとしていることである。このことで、杣山の琉球王国時代以来の複雑な歴史とこれが国有林に組み込まれるさいの問題点がすべて捨象され、上記の法令が適用される以外の非国有林がすべて杣山だと言うきわめて単純な図式化がなされることになるからである。言い換えれば、複雑な歴史的経緯を内包する杣山を土地整理法、森林法、国有林法などの法令の目線に立って杣山を定義しているという問題点がある。仲吉が沖縄の杣山と地割制度にかんする数少ない文献資料を集めて検討し、また精力的な実地調査を行ったことは評価に値するとしても、これでは杣山の300年の歴史が消し去られてしまうことになるであろう。

さらに仲吉は杣山国有の根拠についてこう述べている。「然ルニ杣山ハ此等ノ各土地ト異ナリ仮令ヒ其ノ管理ハ間切、島、村等ニ在リテ各々其ノ担当区域定マリ当該間切、島、村ハ其ノ担当杣山ニ関スル利害ヲ上陳スル慣例往々之レアリト雖モ苟モ官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ担当間切、島、村ヨリ其ノ地盤ヲ引揚ケテ之ヲ処分セシ实例尠カラス其ノ処分権ハ全ク官庁ニ在ルヲ以テ其ノ地盤カ従来官有タリシヤ論ヲ待タス是レ沖繩県土地整理法ニ於テ杣山ハ官有ナリト明示セル所以ナルヘシ」<sup>(49)</sup>。そしてその根拠となる琉球藩以来の杣山の地盤にかんする慣行を九項目にわたって列記している。その主な内容は、①藩が杣山の管理主体である間切、島、村に対して区域を変更したり、他の地種に変更する命令を行うことができる、②藩が杣山の土地を交換したり、土地を杣山からはずしたりする許可を与える、③藩が杣山を私的に開墾したり、杣山を侵犯したり奪ったりすることを禁止する、④藩が間切、島、村または個人に対して杣山開墾のための貸し付けや交付を行うことができる、などである<sup>(50)</sup>。

しかし、仲吉が掲げるこれらの藩の杣山に対する支配権は、その管理育成の主体であった杣山農民たちの自主的な規律と重なっており、藩による厳密な意味での支配権であったかどうかはかなり疑わしい。つまり、藩が杣山農民と彼らによる杣山の自治を押し切ってまでその支配権を貫

徹できたかどうかは歴史的に検討すべき問題点として残るのである。この仲吉説の根本的問題は、近代的土地所有と封建的領主権とを無媒介に結び付けていて、およそ300年にわたると考えられる杣山の歴史とそこにおける農民たちの活動をほとんど考慮せず、杣山はかつては藩有だったのだという、明確に証明することが困難な前提から、単純に杣山は国有化されるべきだと主張し、いわば役人の上からの目線で杣山と農民との関係を見ていることにある。たとえ杣山の封建的領主によって杣山の管理区域の変更や他の土地との交換、引揚げ、私的開墾や他の杣山への侵入開墾などが禁止され、五木の伐採が厳しく禁じられていたにしても、謝花が指摘したように、杣山の植栽、造林、育成、伐採、伐採木の販売、雑木の家屋その他への利用は杣山農民の活動によるものであり、封建的領主権はこれらにまで及んでいたわけではなかった。もしも近代的な意味での「所有」が物件に対する使用と収益と処分という三つの側面における全面的で完全な支配を意味するとすれば、杣山農民の「所有」が問題になるのは、最後の「処分」だけであろう。たしかに杣山農民たちは自らが自弁して植栽、造林、育成、販売、利用を行っていたが、この杣山そのものを王府の許可なしに販売、転用、交換、引揚げを行うことはできなかったであろうからである。だから、これをもって封建的領主が杣山を近代的な意味で完全に「所有」していたという結論になりはしないのである。

本論ですでに論評した謝花の思想と比較して明らかなのは、仲吉が、謝花の「杣山談片」に見られるような、農民が大部分は自分たちが出費を負担して杣山の維持、管理、育成、利用を日常的に行っていたという杣山と農民との密接な関り、そしてこれらが近代的な「所有」概念の一部を構成しうる可能性をまったく度外視し、したがって「民地民木」論の根柢をまったく考慮に入れていないことである。日本本土の「百姓林」などの「入会地」が藩の直轄地または藩有林では決してなかったが、沖縄の杣山は、王府所有または藩有とそうでない山林との区分が厳密には存在しなかったとはいえ、王府の統制と監視を受けながらも、謝花が指摘したように、基本的に農民たちの共同所持と共同利用に属していたと見るべきである。だから、仲間勇栄氏が適切に指摘されるように、「仲吉は明治以降の近代的所有権と封建的領主権を同質のものとして混同し、あたかも封建的領主権の中に近代的所有権が自明のこととして存在しているかのようには説いているが、杣山の歴史的な性格からみて、このことは理論的に成り立ち難い。」<sup>(51)</sup> 仲吉の杣山国有論は、まさしく「近代的所有権と封建的領主権を同質のものとして混同」<sup>(52)</sup>する議論のうえに成り立っているというべきである。

仲吉がこの著書を執筆した意図と目的は何であったであろうか。彼は「杣山ノ制度ヲ改正シ大ニ営林ノ方針ヲ定メテ其ノ百年ノ長計ヲ講ズルハ刻下ノ急務ナルヘシ」<sup>(53)</sup>と述べ、これに、著者の私見はここで詳述しないが、そのおおよそを述べるならば「従来ノ制度ハ特殊ノ発達史ヲ有シ永ク県民ノ脳裏ニ印シタルモノナレハ将来ノ規程モ亦タ其ノ基礎ヲ之ニ取り単ニ営林、保護、監督ニ支障アル部分ヲ変スルヲ以テ改正ノ極度トスルノ必要ナルヲ信スルモノナリ」<sup>(54)</sup>という言葉が続いて、この書の結びとしている。仲吉に悪意があったとは思えないが、彼はこの書の冒頭で

柚山を定義して土地整理法や森林法などの「一般官有，国有ノ土地ニ関スル法令ノ支配以外ニ特立セル林野ナリ」と規定していたから，もはや国有林から締め出されて民有となった柚山にかんしてその制度を改正することが急務だというのは自己矛盾であると言わなければならないであろう。民有となり国や県の法令から自由となった柚山にかんして県当局が制度改正の必要を訴え，規定を柚山に新たに持ち込むとすれば，それは彼が定義した柚山と「民有」の本質に明らかに反することになるし，彼がそれなりに良心的に研究した柚山の制度的慣例を尊重しさらに発展させようとするれば，それは官有化された柚山の実態とも反することになるからである<sup>(55)</sup>。

土地整理事業と柚山国有化を推進する県知事を支える役人として，これを前提として柚山の制度を考察し，柚山が王府時代から国有であったと主張した仲吉と，柚山開墾事務取扱を罷免されやがて県庁をも辞職して在野で農民たちと共闘し，そして迫害を受けた謝花とは，それぞれの存在と立場に規定されて正反対の見解を表明した。柚山の「民地民木」をめぐる謝花たちの闘いは敗北し，謝花は狂気にまで追いやられた。しかし，体制側に立った仲吉の柚山制度論は，柚山国有化を推進する体制側が議論を提起したという歴史的事実としての意味しか持ち得なかったのに対し，柚山にかんする謝花の思想的射程は，柚山農民たちとの連携のうえに成り立ち，彼らの生活，彼らと柚山との相互関連をよく知り，彼らの生活と権利を擁護する立場に立っていたからこそ，その後の時代を貫いて遠く現代にまで及んでいる。その思想と行動は，明治政府が推進した「入会地」の強権的な国有化という名の山林の収奪に対して，当該の利害関係者である農民以外には反対や抵抗や農民たちとの連携の姿勢を見せる知識人がほとんどいなかった当時の時代であって，明確に否認の姿勢を示しこれを貫いたことで，沖縄というフロンティアの域をはるかに超えて，日本全土に対しても一条の輝きを放つものであったと言っても過言ではないであろう。

(2021年7月19日提出。次号へと続く)

#### 注

- (1) 大里康永は，謝花が1897（明治30）年に沖縄県土地調査委員に任命されたと述べている（『沖縄の自由民権運動—先駆者謝花昇の思想と行動』 太平出版社，145頁）が，歴史資料による裏付けの問題があり，ここでは伊佐眞一説を取ることにする（伊佐眞一編・解説『謝花昇集』みすず書房，179頁）。
- (2) 島崎藤村『夜明け前』上巻（岩波文庫）140頁ほかの個所を参照されたい。藤村のこれらの記述は，江戸時代から明治期にいたる木曾谷の山林にかんする一定の事実にもとづいている。木曾谷の入会権をめぐる闘争と問題点については，西川善介『林野所有の形成と村の構造』御茶の水書房の183頁以下，所三男『近世林業史の研究』吉川弘文館，499頁以下に詳細で実証的研究があるので，参照されたい。ただし，島崎藤村の記述とそれが依拠した資料の細部については，西川善介「島崎藤村『夜明け前』における木曾山林事件の虚実—林業経済史の立場から」（『専修大学社会科学年報』第40号），芳賀登『夜明け前の実像と虚像』教育出版センターなどを参照のこと。
- (3) これについては，徳川林政史研究所編『森林の江戸学』東京堂出版，237-240頁などを参照のこと。なおこの個所の執筆者は田原昇氏である。
- (4) 同上書，237頁。仲間勇榮『沖縄林野制度利用史研究—山に刻まれた歴史像を求めて』ひるぎ社，21-30頁を参照されたい。
- (5) ここでは，所有とは，現行民法等に従って，狭義で言えば物件に対する使用，収益，処分という三側面にか

んする全面的支配のことだと理解しておく。

- (6) 東奥日報編集局編『国有林を見直そう』明文書房, 130-131頁を参照されたい。また、この問題については、渡辺尚志『江戸・明治 百姓たちの山争い裁判』草思社, 増戸治助『おらがやまだ』高島書房出版部などに詳しい。
- (7) 東奥日報編集局編『国有林を見直そう』, 133頁を参照のこと。
- (8) 筒井迪夫『日本林政史研究序説』東京大学出版会, 39頁を参照されたい。
- (9) 島崎藤村『夜明け前』下巻, 岩波文庫320頁。
- (10) 同上書, 17-18頁。
- (11) 東奥日報社編集局編, 同上書, 136-140頁。
- (12) 同上書, 140-141頁。
- (13) 日本本土の「入会地」「入会権」については、戒能通孝『入会の研究』日本評論社, 川島武宜『川島武宜著作集』第8巻(「慣習法上の権利」1) 岩波書店などの理論的著作のほか、北条浩『近世における林野入会の研究』御茶ノ水書房, 小林三衛『国有地入会の研究』東京大学出版会, 中尾英俊『入会林野の法律問題(新版)』勁草書房, また特に実証的研究としては西川善介『林野所有の形成と村の構造(増補版)』御茶ノ水書房などがある。小繋事件にかんしては、戒能通孝『小繋事件』岩波新書を参照されたい。
- (14) 沖縄の土地制度, 特に地割制度にかんしては、古くは田村浩『琉球共産村落の研究』至言社, 仲吉朝助『琉球の地割制度』(『史学雑誌』第39編5/6/8号), 近くは西原文雄『土地整理に関する一考察』(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆(増補改訂版)』至言社および西原文雄『沖縄近代経済史の方法』)に所収などを参照のこと。また仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』ひるぎ社にも簡便な説明がある。
- (15) 奥谷浩一「『杣山』の『民地民木』をめぐる謝花昇の闘い」(『札幌学院大学人文学会紀要』第109号)を参照されたい。
- (16) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』ひるぎ社, 21頁以下を参照のこと。
- (17) 奥谷浩一「蔡温の哲学と林政思想」(『札幌学院大学人文学会紀要』第107号)を参照されたい。
- (18) 仲間勇栄, 同上書, 95頁。
- (19) 同上書, 130頁以下。
- (20) 『近世地方経済資料』第9巻, 281頁。
- (21) これは、仲間勇栄, 同上書, 131頁に引用されている。
- (22) 『沖縄県史』第14巻雑纂1, 566頁。仲間勇栄, 同上書, 135頁。なお、吉原公一郎氏もこの一木報告を引用しつつ「謝花は、杣山の歴史から民有地として主張したが、一木書記官でさえも、これを官有地とするのは従来の慣行からみて、政策上困難であるとみていたのである」と述べている(『沖縄民衆運動の伝統』福村出版, 51頁以下)。
- (23) 以下の謝花とその同志たちの行動については、主として伊佐眞一氏作成の「謝花昇年譜」(伊佐眞一編『謝花昇集』みすず書房)と田港朝和「謝花昇年譜草稿」(『近代沖縄の歴史と民衆(増補改訂版)』)に所収)による。
- (24) この問題の研究者たちは一様に、もしも謝花がこの問題を追及しなかったとすれば、この共有金は奈良原知事の懐に入っていただろうと推測している。大里, 前掲書, 169頁, 吉原, 前掲書, 65頁などを参照。
- (25) 湧川清栄『当山久三伝』太平出版社, 73頁以下。
- (26) 伊佐眞一「謝花昇年譜」(伊佐眞一編『謝花昇集』)195-197頁。
- (27) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』80-95頁を参照。
- (28) 謝花らの請願をバックに、高木正年委員が「衆議院議員選挙法中改正法律安審査特別委員会」の特に第三委員会の質疑で奮闘した様子とそのやりとりについては、吉原公一郎『沖縄民衆運動の伝統』福村出版, 66頁以下でおおよそを知ることが出来る。
- (29) 湧川清栄, 同上書, 77頁以下。
- (30) 伊佐眞一, 同上書, 201頁, 340頁などを参照されたい。
- (31) 田中正造の足尾銅山公害反対闘争と彼の治水思想については、奥谷浩一「田中正造の河川と治水の思想(1)」(『札幌学院大学人文学会紀要』第100号)および同上論文「(2)」(同上紀要, 第101号)を参照されたい。
- (32) 1900(明治33)年5月17日に発行された『沖縄時論』第27号の論説「農工銀行株主に告ぐ」の中で筆者はこう書いている。「吾儕は主義を以て社会に立つ者、主義の為には如何なる窮苦、災難も敗て事とせず、死たも尚ほ辞せざるなり、代言せば主義と共に生き主義と共に死する者なり[原文のママ]」(伊佐眞一編『謝花昇集』

- 101頁)と。伊佐眞一氏は、謝花のそのほかの論説と著作の語彙と文体との比較から、この論説と「杣山談片」の著者が謝花昇であることを論証している。
- (33) 増田治助『おらが山だ』高島書房出版部、246頁を参照。太平洋戦争後にあった代表的な事例のひとつとして青森県西海岸屏風山事件があるが、これを論じた論文、小林三衛「『官地民木』の一事例—国有地入会に関連して」(『茨城大学文理学部紀要(社会科学)』第13号)に見られるように、「官地民木」が表題に用いられている。
- (34) 謝花昇「杣山談片」(伊佐眞一編『謝花昇集』)107頁。
- (35) 同上書、105頁。
- (36) 例えば、1924(大正13)年には沖縄県の国税額は484万円であり、人口と面積が類似する宮崎県の国税額の2倍余りであった。沖縄県の生産力は全国平均の1/2強であったから、この国税額は異常に高かったと言わざるをえない。新里・田港・金城著『沖縄県の歴史』(山川出版社)199-200頁を参照されたい。
- (37) 謝花昇、同上書、105頁。
- (38) 同上書、105頁。
- (39) 同上書、107頁。
- (40) 同上書、108頁。
- (41) 同上書、109頁。
- (42) 同上書、109頁。
- (43) 同上書、110-111頁。
- (44) 同上書、111頁。
- (45) 大里康永、同上書、146頁以下、および吉原公一郎、同上書、52頁以下を参照のこと。ただし、伊佐眞一氏の「謝花昇年譜」はこの演説会については収録していない。おそらく立証可能性の問題が考慮されているからだと推測される。
- (46) 仲吉朝助の生涯と経歴については、西原文雄「仲吉朝助について」(『沖縄史料編集所紀要』第4号と西原文雄『沖縄近代経済史の方法』ひるぎ社に収録されている)を参照されたい。ほかに比嘉春潮「仲吉朝助氏」(『比嘉春潮全集』第4巻)、新里金福「仲吉朝助」(新里金福・大城立裕『沖縄の百年』第1巻)などがある。しかし、いずれも仲吉の『杣山制度論』にはふれるところがないか、きわめて少ない。
- (47) 西原文雄の論文「仲吉朝助について」を参照されたい。
- (48) 仲吉朝助『杣山制度論』(『沖縄県農林水産行政史』第15巻、林業資料編1、農林統計協会、所収)323頁。
- (49) 同上書、326頁。
- (50) これらについて仲吉の原文(同上書、326頁)を掲げれば以下の通りである。
- 一、間切、島、村ニ対シテ其ノ杣山ノ管理区域ノ変更ヲ命スルコト
  - 二、杣山ト他ノ土地ト交換スルヲ許可スルコト
  - 三、藩庁ノ必要ニ依リ引揚ヲナスコト
  - 四、私ニ開墾スルヲ禁スルコト
  - 五、侵墾スルコトヲ禁スルコト
  - 六、杣山ヲ他ノ地種ニ変更シテ其ノ管理間切、島、村ニ交付スルコト杣山
  - 七、特定ノ村ニ限り其ノ管理杣山ノ一部分ニ家畜ノ放牧ヲ許スコト
  - 八、間切、島、村又ハ個人ニ開墾ノ為メニ貸付スルコト
  - 九、間切、島、村又ハ個人ニ開墾ノ為メニ交付スルコト
- (51) 仲間勇栄、同上書、21頁。
- (52) 同上書、同上頁。
- (53) 仲吉朝助、同上書、365頁。
- (54) 同上書、同上頁。
- (55) 吉原公一郎はその後の仲吉の見解の変化にかんしてこう述べている。「仲吉朝助は後に、県庁の方針に対して批判的になり、その中樞から退けられ、やがてソテツ地獄等の沖縄の悲惨をみて、謝花と対抗して県庁の方針を遂行したことを自己批判している」(『沖縄民衆運動の伝統』福村出版、85頁)と。仲吉は、一時政財界から身を退けた時期に、「枕木を杣山役人大目に見」という川柳を作ったといわれるが、これは杣谷の開墾と官有化・払い下げによって伐採した樹木を枕木として台湾などに輸出して利益を上げた奈良原知事らのやり方を擲

揄したものである。「杣山処分」を実行する立場にあった仲吉が「自己批判」するに至った理由には、彼が杣山に対して抱いていた愛着に反して杣山国有林化が進行したこと、奈良原らの山林私物化に気づいたこと、そして本論が指摘したように、彼の『杣山制度論』の中の自己矛盾を彼自身が自覚したことが挙げられよう。

Noboru Jahana's Struggle for *Minchiminboku* at *Somayama*  
Timber Forests(2)

OKUYA Koichi

Abstract

Noboru Jahana pioneered a modern social movement in Okinawa. In Okinawa in the Meiji era (1868-1912), *somayama* forests (mountain forests co-managed by villages or the like for producing timber) began to be cultivated as part of relief measures for poverty-stricken samurai families who could no longer receive salaries after the Ryūkyū Kingdom was abolished in the Ryūkyū Disposition. Noboru Jahana, an engineer and high-ranking official of the Okinawa prefectural government, promoted a *somayama* cultivation project as chief acting director working under Shigeru Narahara, the governor of Okinawa. In the course of a subsequent project for dividing land into government-owned land and private land, the latent conflict between Jahana and Narahara gradually became apparent. Narahara and those siding with him deceived farmers under the slogan of *Kanchiminboku*, an idea for mixed-ownership forests, whereby forestland would be owned by the state, while farmers would have the right to use the stumpage on the land. The rift between Jahana and Narahara became clear when Narahara overrode resistance from farmers and implemented policies for incorporating *somayama* forests into government-owned land. In protest against Narahara, Jahana advocated *Minchiminboku*, an assertion that *somayama* and its stumpage should be jointly owned by farmers because they had been collaborating in growing, protecting and using timber. Jahana's idea of *Minchiminboku* eventually failed. Jahana insisted that *somayama* forests, which were grown, managed and protected by farmers, also should provide farmers with a way to make a living and thus that these forests should be jointly owned by farmers. When we think of the current forest policy gridlock and the critical situation of national forests, Jahana's *Minchiminboku* seems to offer many ideas for solutions to various problems. His idea undoubtedly has major implications for how people nowadays, who regard forests as global-level public goods, see their environment. This paper traces the history of Jahana's struggle for *Minchiminboku* and considers the significance of *Minchiminboku* from the viewpoint of contemporary environmental theory or environmental thought.

Keywords: forests of Yanbaru, *somayama* forest, the concept of *Kanchiminboku*, the concept of *Minchiminboku*, critical situations of national forests, commons as public goods for global citizens

(おくや こういち 札幌学院大学名誉教授 哲学・倫理学専攻)